【林野庁木材産業課】「不正改造車を排除する運動」への 積極的な取組について

標記につきまして、国土交通省よりご連絡がありましたのでお知らせいたします。

「不正改造車を排除する運動」について、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

不正改造車については、これまでも本運動を中心に、その排除に努めてきたところです。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を 乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることか ら、社会的にもその排除が強く求められております。

本運動については、平成5年度から毎年行われているものであり、毎年度、指導徹底等を行っていただいているところですが、令和4年度においても、引き続き、関係省庁等の協力のもと、諸活動を一層強力に取り組むこととされておりますので、 貴団体傘下会員企業に対しお知らせいただき、指導徹底等いただきますようよろしくお願いいたします。

## 別添

https://www.zennichiren.com/keijiban/pdf/220517\_app.pdf